

議第二百十号

岐阜県中小企業資金融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県中小企業資金融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成三十年十二月四日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県中小企業資金融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県中小企業資金融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成二十三年岐阜県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「第二百二十八条第五項」を「第三十五条第五項」に、「第二百二十七条第二項」を「第二百三十四条第二項」に改め、同項第二号中「第二百三十三条第一号」を「第四百十条第一号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 説 明

産業競争力強化法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。